

旭川市農業委員会だより

N & N

第96号

2022(令和4)年2月発行

主な 話題

- ・ 農業委員会の仕事を紹介します P 2
- ・ 農業者年金に加入しませんか? P 4
- ・ 農地にまつわるQ & A P 6
- ・ 旭川市長へ農業者の意見を提出しました P 10
- ・ お知らせ P 11
- ・ 編集後記 P 12

農業委員会の仕事を紹介します

旭川市農業委員会では、37名の農業委員が様々な活動を行っています。
その一部を御紹介します。

1 現場活動

農業委員は農地の適正管理、農地性の確認、違反転用の発見と指導など、農地の番人としての業務を担っています。



<農業委員からのコメント>



農地は私達の
日々の食事を支えて
くれる大事な場所です。
農地が適切に使われているかを
常日頃から確認しています。
地域農業がこれからも発展して
いけるよう、御協力宜しく
お願いいたします。

2 許認可

農業委員会では農地の売買、賃貸借、転用、現況判断などの許認可を行うため、毎月開催される部会で数多くの申請内容について審議をしています。

<農業委員からのコメント>



皆様の大切な農地の
取り扱いを決めること
になるため、毎回緊張感を
もって審議を行っています。
審議内容には特にしっかりと
目を通すことで、適正な
許認可が行われるように
心がけています。



3 あっせん委員会

地域農業の発展に貢献することも農業委員会の重要な業務です。農地のあっせんでは、農業委員が持つ経験と見識を活かして、新たな担い手への集積を行っています。



<農業委員からのコメント>

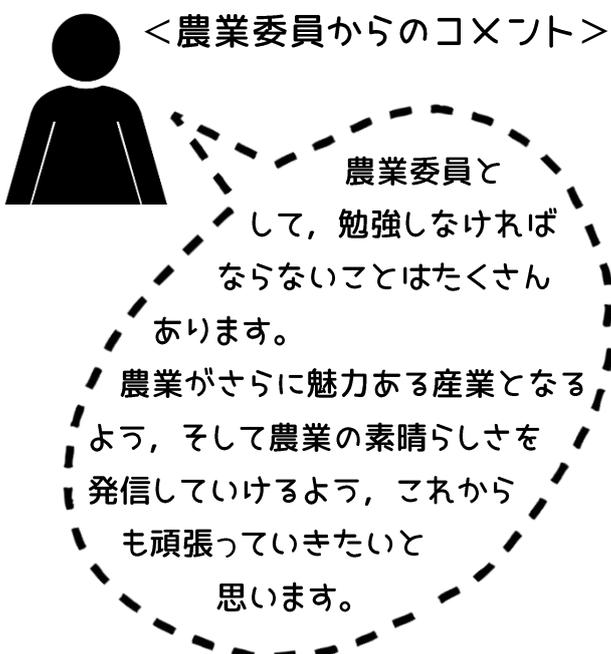
あっせん価格を
決めることは非常に
難しい仕事です。

しかし、あっせん成立後に当事者
の方々から感謝されたときは
農業委員をやっていてよかった、
地域農業に貢献することが
できたと実感できます。



4 資質向上

農業委員は地域農業者の代表として、知識の向上にも取り組んでいます。他自治体の先進事例を視察したり、地域農業者との交流の場を設けたりしながら、地域農業の発展に努めています。



東神楽町にあるサカタのタネ北海道研究農場さんを訪問しました！

農業者年金に加入しませんか？

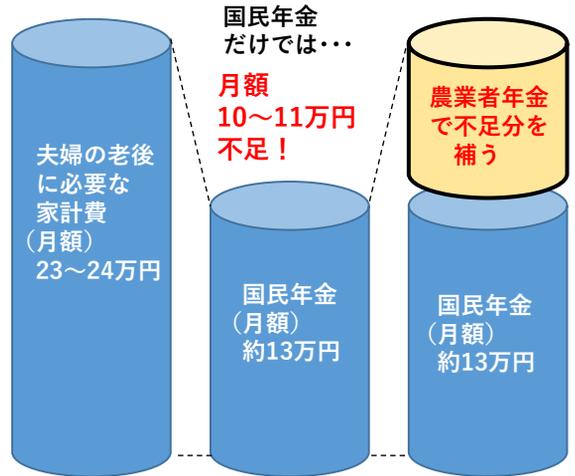
～農業者年金で安心な老後を！～

農業者年金は他の個人年金制度などと比べて大変充実した制度です。将来の老後生活に向けて、加入を検討してみてもいいでしょうか。

老後の備えは十分ですか？

一般的な老後の夫婦生活に必要な家計費は月額23～24万円と試算されています。一方、農業者の方が加入されてる国民年金の受給額は夫婦で月額約13万円。これだけでは生活が困難です。

安心した老後生活を送るため、国民年金に上乗せできる資産「農業者年金」への加入を検討してみませんか？



農業者年金とは？他の年金には無いメリットとは？

- ① 毎月の支払額は2万円から6万7千円まで。千円単位で選べます。
20歳から34歳までの間は月額1万円からでも加入できます。
- ② 加入，脱退は自由です。1か月でも支払えば，将来受給できます。
- ③ 80歳までに死亡した場合は，積み立てた年金は死亡一時金として御遺族が受け取れます。
- ④ 加入が早ければ早いほど，支払額に対する受給見込額が多くなります。
- ⑤ 積立型の終身年金なので，少子高齢化時代にも安心の制度です。
- ⑥ 支払額は全額，社会保険料控除対象なので，節税対策でも優れています。

農業者年金受給見込額シミュレーション

	積立年数	積立総額	平均的な受取年額	平均的な受取総額	積立額と受取総額の差	積立額と受取総額の比率
20歳から34歳まで毎月1万円， 35歳から59歳まで毎月2万円を 積み立てた人の受給額	40年	779万円	52.8万円	1,268万円	489万円	162.8%
30歳から34歳まで毎月1万円， 35歳から59歳まで毎月2万円を 積み立てた人の受給額	30年	659万円	41.1万円	987万円	328万円	149.8%
40歳から59歳まで毎月2万円を 積み立てた人の受給額	20年	478万円	27.2万円	653万円	175万円	136.6%

20年間で25%以上の違いが出る場合も！

加入資格は？

20歳以上60歳未満で以下の条件を全て満たす方

- ① 農業従事日数が年間60日以上
- ② 国民年金の第1号被保険者 ※保険料納付免除者を除く



- 経営主の配偶者
- 後継者
- 農家に雇われている従業員

も加入できます！

加入者の声をお聞きください。

Q1 農業者年金に加入したきっかけは何ですか？

- ・夫が会社を退職し、厚生年金から国民年金へと変わったのですぐに加入しました。
- ・積立額が保障されるようになったので、再加入しました。

Q2 農業者年金で良いと思う点を教えてください。

- ・老後の一時金としてちょうどいい。
- ・自分の年金のために積み立てられるので安心できる。
- ・税制面で有利なので、所得税の支払分を年金に積み立てられる。

令和4年からは農業者年金がさらに便利に！

ポイント

1

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

- ※ 年金の受給開始時期を65歳以上75歳未満の間で御自身で選択できます。

ポイント

2

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

- ※ 60歳以上65歳未満で、国民年金の任意加入をされている方が対象となります。

ここだけではお伝えしきれないことが、まだまだたくさんあります。

詳しくは農業委員会にお問合せいただくか、農業者年金基金のホームページをチェックしてください。



農業者年金HP

農地にまつわる Q & A

農業委員会では、農業生産の基盤となる優良農地を守り、有効利用するための取り組みを行っています。

農地は私達の毎日の食生活を支える大事な場所です。そのため、その取り扱いは法律で厳しく定められており、違反してしまうと罰金が科せられるものもあります。

農地に関して問い合わせが多いものを紹介いたしますので、参考にしてください。

○ケースその1 ～ そもそも、農地とは何ですか？



どのような土地が「農地」となるのですか？

農業委員会が地目を「農地」と判断している土地が、農地法でいう「農地」となります。



「農地」って普通の土地と何が違うんですか？

「農地」とは耕作のために使われる土地のことをいいます。耕作のために使える土地であるかどうかは農業委員が判断しますが、地域性なども関係しますので、明確な基準を示すことは難しいです。また、「農地」は私達の食を支える大事な土地なので、税制面などで優遇されている反面、その取り扱いでは様々な規制がかかっています。



○ケースその2 ～ 農地を売りたい、貸したい。



農地を知り合いに売りたいのですが？

農地の売買や貸し借りをするためには、農業委員会の許可が必要となります。



自分の持ち物なのに、農業委員会の許可が必要になるんですか？

農地を買う人や借りる人は農業者でなければなりません。そのため、農業委員会が審査した上で許可することとなっています。



○ケースその3 ～ 登記では農地となっていないのですが？



家の畑の登記簿を見たら、地目が「宅地」になっていました。
お隣さんに駐車場として貸しても大丈夫ですか？

農業委員会がその土地の地目を「農地」と判断していれば、駐車場として貸すことはできません。



登記簿の地目と農業委員会の地目って違うことがあるんですか？

違うことがあります。農業委員会で判断している地目は「現況地目」といい、その土地に農地性があるか無いかを農業委員が確認した上で決めています。



○ケースその4 ～ 農地とは思えない土地があります。



お隣さんの畑があまり使われていないようで、草が少し生えています。
農地ではないので、借りるときは農業委員会の許可はいらないですよね？

農地か非農地かの判断は農業委員のみが行うことができます。
農地としては少し荒れているように見えても、農地として復元できると農業委員が判断した場合には、農地として扱うことになります。



農地の所有者や借受者は、農地をきちんと管理する義務があります。
農地は放置しておくとう害虫や鳥獣による被害の原因になる恐れがあります。
耕作しない場合でも、草刈りなどを行って、周りの方々に迷惑をかけるないように管理しなければなりません。



○ケースその5 ～ 農地に農業用の建築物を作りたい。



農地に農機具を入れる倉庫を建てたいのですが？

農地を耕作以外の目的で使うことを「農地転用」といいます。農地転用するには事前に許可を取る必要がありますが、農機具用の倉庫を建てるといった農業のために農地転用する場合でも許可が必要になります。

まずは、農地をどのように転用したいのかをしっかりと計画した上で、農業委員会に相談してください。



○ケースその6 ～ 農地に子ども達の家を建ててあげたい。



会社員の子どもが結婚するので、農地の端に家を建ててあげたい。家族でも農地転用の許可が必要になりますか？

農地転用の許可が必要になります。また、子どもが農業者ではない場合、農地転用の許可要件が非常に厳しくなります。



10年後くらいに子どもが脱サラして農業を始める予定であれば、農地転用の許可要件は緩くなりますか？

農業の経験や実績が無い状態では、農業者としてみなせないで、農地転用の許可要件は緩和されません。



○ケースその7 ～ とある業者から農地転用をお願いされた。



〇〇会社さんから、携帯電話のアンテナを建てたいので、農地を売ってほしいと言われました。これは農地転用になりますか？

通信事業者が農地にアンテナを建てる場合は、農地転用の許可は必要ありませんが、必ず農業委員会に事前に相談してください。



○ケースその8 ～ 短い期間だけ、農地以外の目的で使いたい。



地域イベントのため、農地を駐車場やステージ設置に使いたいです。
1週間だけなので、農地転用の許可はいらないですよね？

短い期間であっても、農地を農地以外の目的で使う場合は、農地転用の許可を取る必要があります。
また、農地転用の期間が終わった後には、再び農地としてきちんと使えるように原状復帰をしなければなりません。



地域のイベントは毎年行っているんですが、内容は毎回同じなので、一度許可を取ったら、次からは許可を取らなくてもいいですよね？

同じ内容だとしても、必ず毎回許可を取らなければなりません。許可を取らなかった場合は「違反転用」となってしまいます。



ご注意ください！

農業委員会の許可を取らずに、農地を売買したり、貸し借りしたり、転用をした場合には、農地法違反として罰則が適用される可能性があります。

悪質な違反の場合、

個人では「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」、

法人の場合では「3年以下の懲役または1億円以下の罰金」

が科されることもあります。

紹介しましたケースはごく一部です。農地の取り扱いでわからないことがありましたら、お気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

<問合せ先>

旭川市農業委員会事務局 電話：0166-25-6729

旭川市長へ農業者の意見を提出しました

新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の低迷と農畜産物の消費減少、これまでに経験をしたことのないような昨年の酷暑など、農業を取り巻く環境は厳しさが一段と増しております。

そこで、旭川市農業委員会では、令和3年11月16日に旭川市の今津市長へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出いたしました。

今津市長からは「今後も旭川市は農業委員会としっかりと連携して、様々な農業施策に取り組んできたい。」という力強いお言葉をいただきました。



意見書に盛り込んだ内容

- ・新型コロナウイルス感染症による影響への支援
- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・ICT技術の積極的な導入による農業生産力の増進
- ・有害鳥獣による食害や異常気象による被害への対策
- ・新規参入の充実

意見書の提出にあたって

農業は私達の日々の食生活を支える重要な産業でありますことから、これまで以上に農業者の立場に立った手厚い支援と協力をお願いすべく、旭川市の農業者を代表して、今津市長に意見書を提出いたしました。

旭川市農業委員会はこれからも農業者の皆様の声に耳を傾けながら、農業委員全員が一丸となって、旭川市の農業と農業者を支えていく所存でありますので、引き続き皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

旭川市農業委員会会長 鈴木 剛

お間違えないようお気を付けください。

旭川市農業委員会は令和元年 10 月 15 日に旭川市水道局庁舎に移転しました。



【旧住所】

旭川市 4 条通 9 丁目
朝日生命ビル 5 階



【新住所】

旭川市 上常盤町 1 丁目
旭川市水道局庁舎 5 階



賃貸借契約の期間更新 早めの手続きをお願いします。

農地の賃貸借契約の更新手続きを早めに済ませて、春からの農作業スタートに備えませんか？更新手続きを早めても賃貸借期間は変わりませんので、早めの更新手続きを是非御検討ください。

賃借料は農地の貸主と借主双方の合意で決めるものですが、現在の参考賃借料も公表していますので、こちらも参考として御活用ください。

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

田 の 部			畑 の 部		
農地 区分	参考賃借料 (10a 当たり)	収量 (米) (10a 当たり)	農地 区分	参考賃借料 (10a 当たり)	収量 (小麦) (10a 当たり)
A	12,900 円	528 kg	上	3,200 円	488 kg
B	10,900 円	487 kg	中	2,800 円	458 kg
C	9,300 円	452 kg	下	2,400 円	428 kg
D	8,000 円	411 kg			

表紙写真の紹介

旭川農業高校3年生で写真部に所属する刈田成菜さんの作品「もっと遊んで！」です。刈田成菜さんのコメントのとおり、子牛のしぐさに思わずほっこりしてしまう写真です。刈田成菜さん、ありがとうございました！



刈田成菜さんのコメント

「普段から親子のように仲がよい先生と子牛の関係を写真という形で伝えてみたいと思っていました。そこで学校の牛舎で子牛が先生の服を噛んで、仕事の邪魔をしながら日えている瞬間を撮影しました。」



編

集

後

記

「農業委員会の活動をお伝えしたい。そして、皆さんに知っていただきたい。」

第96号は、その思いで編集いたしました。私事ですが、中立委員として、2期目も半分を終えようとしています。ずっと、車窓から見る田畑の作物に四季の移り変わりを感じ、農地のある旭川の自然を美しいと思っていました。

農業委員の業務に携わってからは、自然災害や様々な困難を乗り越えて旭川の農業を守り抜き、豊かな食を提供していただいている皆さまへの感謝の気持ちが一層強くなりました。

また、農業委員会が、人と農地そして食を守る活動をする組織であることも知りました。本号を通して、これまでお伝えし切れていなかった農業委員会の活動の様子を御理解いただけたら大変うれしく思います。

本号が皆さまのお手元に届く頃は、大地はまだ雪に閉ざされている季節ですが、雪の下では春が待っていることと思います。2022年も必ず実りの秋を迎えることを祈って、編集後記といたします。

旭川市農業委員会だより第96号編集委員長 山村 志保子

【発行者】

旭川市農業委員会だより編集委員会（旭川市農業委員会事務局内）

〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎5階

電話：0166-25-6729 FAX：0166-25-7111 Mail：nougyouiinkai@city.asahikawa.lg.jp